

患者・ご家族のみなさんへ

～病状等の説明について～

医師の長時間労働による健康被害が問題提起されております。働き方改革の一環として、病状等に関する医師からの説明は、

平日の 17 時 30 分まで

とさせていただきます。ご理解、ご協力をお願いいたします。（平日夜間、土日祝は実施しておりません。）

※ 緊急時や医師、患者さん、ご家族の都合によりやむを得ない場合を除きます。



神戸市立西神戸医療センター 院長